

栃木市新斎場整備運営事業

【対話による共有認識事項・質問回答等(第2回)】

(令和2年7月22日公表)

No	項目	質問の内容	回答
1	サービス購入料Cについて	「サービス購入料C＝(維持管理業務及び運営業務－売店等運営業務)－その他収入＋S P C運営に必要な諸経費・利益等」という計算式はサービス購入料Cの考え方を示したものであり、貴市が支払う各回のサービス購入料Cは、その他収入の実額に左右されることはないかと理解してよろしいですか。	ご理解のとおり、サービス購入料Cの計算式はその内訳の考え方を示したものになります。「その他収入」については、コインロッカーの設置等による収入を想定しており、事業者の独立採算であるためサービス購入料Cの実額に影響を及ぼさないという考え方を示したものです。
2	基準金利について	代替金利等の決定時にその差異に応じてスプレッドの変更についても協議いただけるという理解で宜しいでしょうか。	スプレッドを変更すべき合理的な理由がある限りにおいては、ご理解のとおりです。
3	自己の責任で行う準備行為について	事業契約成立前に事業者が自己の責任において行う準備行為について貴市のお考えがありましたらご教示ください。	「必要な準備行為」とは許認可の取得や書類作成等を想定しており事業用地に立ち入っての作業は不可とします。事業契約成立前の協議については、必要かつ可能な範囲で協力します。
4	供用開始時期について	共用開始時期の短縮提案を行った場合、維持管理運営期間が長くなることによる費用を貴市は負担しないという理解で正しいでしょうか。また、当該提案を行い落札者となった場合、事業契約書別紙1の「事業日程」は提案に基づき変更されると理解してよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。また、事業契約書別紙については、ご理解のとおりです。なお、建設期間の短縮提案を行った場合でも、サービス対価の支払いは入札説明書のとおりとします。
5	供用開始時期について	実施方針の要求水準書(案)に対する質問への回答No4に「建設期間の短縮を行った場合、市との協議により供用開始を早めることは可。但し、事業終了時期及び事業費の変更はしない」とあります。この提案を行った場合、維持管理運営期間が長くなることによる費用を貴市は負担しないと解釈できますが、この理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、建設期間の短縮提案を行った場合でも、サービス対価の支払いは入札説明書のとおりとします。
6	火葬のタイムテーブルについて	「通常の火葬件数」とは、様式8-1別途添付資料として作成する「16件/日の場合」のタイムテーブルを指すとの理解で宜しいでしょうか。また、非常用発電装置についても、同タイムテーブルでの火葬を実施できる能力があるものを整備するとの理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
7	非常用発電装置の燃料について	非常用発電装置の燃料について、防災訓練等で使用した場合の補充については貴市が負担するものとの理解で宜しいでしょうか。	防災訓練等で使用した非常用発電装置の燃料については、事業者負担とします。

No	項目	質問の内容	回答
8	大規模災害への対応について	「一次的な補助機能として、施設を開放すること」とあります。この大規模災害への対応は本火葬場施設は被災していないことが前提で、ライフライン等全て整っている状態での施設の開放を行うとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	燃料タンクの補充について	燃料タンクへの補充頻度や使用する灯油ローリーの大きさ、ルール（何割減ったら補充するなど）についてご教示ください。	燃料タンクへの補充等について、ルールはありませんので、事業者提案に委ねるものとします。参考までに、現斎場では、3kℓの燃料タンクのうち半分以下になった際に、2kℓのローリーにて補充しており、週1回（月に3～4回程度）の頻度です。
10	告別室、収骨室の考え方について	要求水準では「告別室3室※炉前ホールを兼ねる」「収骨室3室」とされておりますが、貴市の意図をご教示ください。また、貴市にて、告別室、収骨室等炉廻りの諸室の利用方法のお考えがあればご教示ください。	告別室利用者数（1会葬グループあたり40名）、運転スケジュール及び火葬炉数等を検討した結果、「告別室3室※炉前ホールを兼ねる」「収骨室3室」としてあります。利用方法の考え及び意図の詳細については、基本計画の下記項目を確認してください。 P8(2)「新斎場の炉前エリアの検討」 P10「②告別室」、p11「③収骨室」等
11	西側進入路の整備時期について	別途工事で予定されております西側進入路の整備工事の工期は、令和3年12月～令和4年3月までの期間で今後変更がないものと考えて宜しいでしょうか。変更がある場合、変更後の期間についてご教示ください。	令和3年度当初予算に計上する予定であり、当該年度内の工事完了を想定していますが、工期については変更になる可能性があります。
12	西側進入路の排水処理について	計画地西側は急峻な斜面になっており、現設計では側溝断面が不足し、道路上に雨水があふれ、また本事業敷地側への雨水進入の影響が考えられます。つきましては、必要に応じて、今後西側進入路の工事発注までに設計の見直し等を行っていただきますよう、お願いできますでしょうか。	計画地西側の斜面には、中腹に用水路があり、その上部に降った雨水は、用水路に流れ込むことから、用水路よりも下部を集水域(約1.16ha)として降雨強度式(5年)により流出量を算出し、排水断面の検討をしております。また、現況も同規模の水路がありますが、西側斜面から事業敷地への雨水の進入は過去に事例もないため、現計画の水路断面(400×400及び300×300)でも事業敷地への雨水の進入はないものと考えております。
13	ノアズキの生育地の確保について	「ノアズキの生育地の確保」について面積や平場等の条件はあるのでしょうか。	条件はありませんので、事業者提案に委ねるものとします。

No	項目	質問の内容	回答
14	その他収入について	入札説明書に対する質問への回答No34に「市の承認を事前に受け実施する業務については、対面対話時に示してください。」とあります。貴市の事前承認を得て実施する業務は、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	市として想定している業務はありません。
15	公衆電話の利用料金について	利用料金から生じた利益については、事業者に帰属するとの理解で宜しいでしょうか。また、売店等運営業務と同様、目的外使用料は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
16	更衣室について	火葬部門と管理部門の更衣室を兼用とすることは可能でしょうか。	動線を考慮して、運営上支障がない限りにおいて事業者提案に委ねるものとします。
17	祭壇について	祭壇を式場内に常設するのではなく、普段は倉庫等に収納し、貸し出す場合のみ設営する提案は可能でしょうか。また可能な場合、倉庫からの運搬及び設営は本事業の業務範囲に含まず、利用者（葬祭業者含む）が行うとの理解で宜しいでしょうか。	前段については可とします。 後段については、ご理解のとおりです。
18	式場の運営方針について	式場の運営方針について、例えば利用を市内の方に限定するであるとか、葬祭業者を通さない個人での申込者に限定するといったような何らかの制限を設ける想定はあるのでしょうか。	式場を利用できるのは、当施設で火葬を行う者の通夜式と告別式に限ります。
19	式場滞在について	要求水準書質疑回答No.18にて、別室での宿泊を想定と回答されていますが、宿泊としますと旅館業の許可が必要となります。通夜滞在との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	売店運営業務について	販売方法については売店窓口の販売だけではなく、事前に葬祭業者から注文のあった酒等のピンを待合室まで運び、待合室退室時に消費した分を清算するといった運営をしても宜しいでしょうか。	可とします。
21	火葬ダイヤグラムについて	別途添付資料として、「32件/日」の場合の火葬ダイヤグラムの作成が求められていますが、「業務実施時間を延長し、一日最大32件程度の火葬業務等の災害対応への支援」を実施する場合のダイヤグラムであるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	項目	質問の内容	回答
22	事業用地外植栽管理区域について	事業用地外植栽管理区域について、事業者が維持管理業務を開始するまでは貴市にて維持管理業務を実施し、良好な状態で事業者へ引き継がれるとの認識で宜しいでしょうか。また、その間に起因されるところと思われる瑕疵は貴市の負担で宜しいでしょうか。	前段について、通常の維持管理がなされたものを現状で引き渡します。後段について、市に帰すべき事由による瑕疵についてはご理解のとおりです。
23	事業期間終了後の消耗部の補修について	性能及び機能を満足させるために、火葬に伴い劣化する消耗部(炉内耐火材等)の補修については事業期間終了後2年以内に発生しても要求水準未達にならないとの理解で宜しいでしょうか。	消耗部の引渡し時の基準について事業期間終了のおおむね3年前より協議し市と合意していただきます。事業期間終了後2年以内に、上記基準に沿う形で消耗部に修繕・更新が発生した場合については、要求水準未達とはなりません。事前に合意した内容と大幅に異なる修繕・更新が発生した場合は、事案ごとに協議いたします。
24	建築確認申請について	設計業務における建築確認申請については、民間検査機関によるものもお認めいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	市道61095号線脇の樹木の伐採等について	通称ぶどう通り(市道1001号線)から計画地への進入路である市道61095号線は、樹木が道路側へオーバーハングしており、工事車輛の通行の妨げとなる事が予想されます。当該地は事業区域外の為、工事着手前に貴市側で伐採、剪定等を行ってくださいますよう、お願いします。同様に、供用開始後においても、会葬者車両等の通行の妨げになる恐れがある場合には、貴市にて伐採等の対応をお願いします。	市道の樹木の伐採については、令和3年度に実施予定です。供用開始後の樹木の伐採等については、事業用地外植栽管理区域を除き、必要に応じ市で対応します。